

# 徴収基準額表（養育医療 扶養義務者一部負担金）

- ※1 加算金額（月額）は、同一世帯内に養育医療の給付対象者が同時に2人以上いる場合に、出生時体重が最も軽い給付対象者以外の給付対象者に適用されます。
- ※2 徴収金額（月額）及び加算金額（月額）は、1か月間全て入院した場合（28日、29日、30日又は31日）の金額です。月の途中に入院した又は退院した場合は、その月の入院日数に応じて、日割計算を行います。

世帯階層区分			徴収金額 (月額)	加算金額 (月額)	
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税者のみの世帯		0円	0円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400円	540円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1	15,000円以下	7,900円	790円
		D2	15,001円～21,000円まで	10,800円	1,080円
		D3	21,001円～51,000円まで	16,200円	1,620円
		D4	51,001円～87,000円まで	22,400円	2,240円
		D5	87,001円～171,300円まで	34,800円	3,480円
		D6	171,301円～252,100円まで	49,400円	4,940円
		D7	252,101円～342,100円まで	65,000円	6,500円
		D8	342,101円～450,100円まで	82,400円	8,240円
		D9	450,101円～579,000円まで	102,000円	10,200円
		D10	579,001円～700,900円まで	123,400円	12,340円
		D11	700,901円～849,000円まで	147,000円	14,700円
		D12	849,001円～1,041,000円まで	172,500円	17,250円
		D13	1,041,001円～1,222,500円まで	199,900円	19,990円
		D14	1,222,501円～1,423,500円まで	229,400円	22,940円
		D15	1,423,501円以上	全額	全額に10パーセントを乗じて得た額（その額が26,300円に満たない場合にあつては、26,300円）

## 備考

- この表において「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、所得割の額を算定するに当たっては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 備考1及び備考2の場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免の額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額をもって所得割の額又は均等割の額とする。
- 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者については、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- この表において「全額」とは、市の支弁すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項その他医療保険各法の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、その支給がないものとして算出した市の支弁すべき額）に相当する額をいう。
- 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。この場合において、寡婦又は寡夫とみなされた者の前年(1月から6月までの期間にあつては、前々年とする。以下同じ。)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が、同法第295条第1項第2号に規定する額を超えないときは、その者を市町村民税非課税として取り扱う。
  - 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）に限る。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
  - (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
  - 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの
- 備考6により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱うもの以外の者については、備考2における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、備考6(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、備考6(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。